

## 予 算 要 求 資 料

令和4年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：医務費 目：医療対策費

### 事業名 県有施設AED導入事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 医療整備課 医療整備係 電話番号：058-272-1111 (内2535)

E-mail：c11229@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 24,104千円 (前年度予算額：7,950千円)

#### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄 附 金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	7,950	0	0	0	0	0	0	0	7,950
要求額	24,104	0	0	0	0	0	0	0	24,104
決定額									

## 2 要求内容

### (1) 要求の趣旨 (現状と課題)

平成16年7月、それまで医師等に限られていた自動体外式除細動器(AED)の使用が一般市民も可能となった。そのため、新たに制定した「県有施設におけるAEDの設置及び管理の基準に関する要綱」に基づき、県民の安全・安心を確保するため、全ての県有施設に自動体外式除細動器(AED)を設置する。

### (2) 事業内容

<設置内容> リース契約によるAEDの設置

- <設置期間>
- ①平成30年6月1日～令和5年3月31日…6台
  - ②平成31年6月1日～令和6年5月31日…4台
  - ③令和2年8月1日～令和6年3月31日…5台
  - ④令和3年6月1日～令和6年3月31日…2台
  - ⑤令和4年4月1日～令和9年3月31日…359台(更新)

<設置箇所> AEDが設置されていない県有施設や施設の規模や性質により複数設置が必要な県有施設(交番・駐在所、総合庁舎等)

<設置台数> 376台（1施設に1台以上設置）

### （3）県負担・補助率の考え方

県10/10（県有施設及び県内全地域における安全対策であるため）

### （4）類似事業の有無

岐阜県教育委員会において、県立学校等にAEDを1台ずつ設置している。

## 3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
使用料及び 賃借料	24,104	AEDリース料
合計	24,104	

## 決定額の考え方

## 4 参考事項

### （1）各種計画での位置づけ

一般財団法人日本救急医療財団が策定した「AEDの適正配置に関するガイドライン」において、公共施設へのAED設置が望ましいとされている。

また、本県が制定する「県有施設におけるAEDの設置及び管理の基準に関する要綱」では、県有施設に1台以上のAEDを設置するものとしている。

### （2）国・他県の状況

茨城県と千葉県では、AEDの普及促進に関する条例を制定済み。また、東京都と神奈川県は、都県内の全交番及び駐在所にAEDを設置している。

### （3）後年度の財政負担

5ヶ年リース契約のため、継続的な財政負担が必要。また、警察施設においては、リース契約の更新が必要。

### （4）事業主体及びその妥当性

県有施設における安全・安心の確保のための事業であるから、県が実施すべきである。

事業評価調書（県単独補助金除く）

<input type="checkbox"/>	新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/>	継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか  
令和5年度までに、すべての県有施設にAEDを設置する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (H28)	R2年度 実績	R3年度 目標	R4年度 目標	終期目標 (R)	達成率
						%
①	34.9%	100%	100%	100%	100%	%
②						%

○指標を設定することができない場合の理由

（これまでの取組内容と成果）

令和2年度	<p>・取組内容と成果を記載してください。</p> <p>AEDが設置されていなかった県有施設をはじめ、施設の規模・性質から複数台設置することが望ましい県有施設にAEDを設置した。</p> <p>平成29年度に326施設に334台のAEDを設置し、平成30年度に6台、令和元年度に4台、令和2年度に5台、令和3年に2台のAEDを更新した。</p> <p>全ての県有施設にAEDが設置された。また、平成29年9月10日に、交番に設置したAEDが使用され、路上で倒れた男性の命を救った事案あり。</p>
令和3年度	<p>令和5年度当初予算にて追加</p> <hr/> <p>指標① 目標：__ 実績：__ 達成率：__%</p>

## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

<b>・事業の必要性（社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断）</b> 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない	
(評価) 3	AEDの適正配置に関するガイドラインでは、公共施設へのAED設置が望ましいとされている。また、県有施設は不特定多数の県民の利用が想定され、その安全・安心を確保するのは県有施設の管理者である県の責務である。
<b>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか）</b> 3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない	
(評価) 3	平成29年9月10日に、交番に設置したAEDが使用され、救急蘇生に成功した事案がある。また、ぎふ清流ハーフマラソンでもAEDの使用により傷病者が社会復帰できた例もあり、救急蘇生において極めて有効である。
<b>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか）</b> 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている	
(評価) 2	複数台まとめて整備することで得られるスケールメリットにより、費用を抑制できる。

### (今後の課題)

<b>・事業が直面する課題や改善が必要な事項</b> 県有施設の規模・性質によって、AEDを複数台設置することが望ましい場合があり、必要に応じて整備する必要がある。 また、心停止が発生した際にAEDを躊躇なく使用できる職員を養成することも必要である。
---

### (次年度の方向性)

<b>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか</b> 各県有施設において心停止から5分以内の除細動開始が望ましいことを踏まえ、AEDの複数設置を検討する。 また、県有施設に勤務する職員等にAEDの使用方法を習得させるため、消防本部が開催する普通救命講習等への参加をはたらきかける。
---